「職業安定行政関係システム（仮称）データセンタ等一式　調達仕様書（案）」 に対する意見招請の結果について

厚生労働省職業安定局
平成21年2月

標記について、意見招請を行ったところ、以下のようなご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方については、次のとおりです。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
1	2-1	第2 調達対象	1	記述なし。	以下の追加をご提案します。 （2）導入作業 別途調達されるハードウェアに関して、ハードウェア導入事業者による機器導入作業に必要な設備の提供開始に関する作業。 導入作業期間は、平成21年4月24日から平成21年6月30日までとする。ただし、「第3　4. 検収」による検収完了まで、必要に応じて対応を行うこと。	「第2　2.（2）契約形態」において「導入作業」とありますが、対応する記述がありませんので、期間等を明確化すべきであると考えます。	ご意見を踏まえ、別途調達するハードウェアの導入作業に対する支援作業をする期間を仕様書に追記します。
2	2-1	第2 調達対象	2.(1)	契約期間（使用期間及び保守期間）については、平成21 年7 月1 日(予定）から平成26 年3 月31 日(予定）までとする。	以下の修正をご提案します。 契約期間（使用期間及び保守期間）については、［ハードウェア導入業者の機器導入作業の検収完了日の翌日］(予定)から平成26 年3 月31 日(予定)までとする。	この修正案の理由は、次番の「第3　4. 検収」に係る修正案と同様です。 なお、左記の「ハードウェア導入業者の機器導入作業の検収完了日の翌日」に関しては、職業紹介サブシステムサーバ等一式において想定されている検収完了日に応じた明記をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、別途調達するハードウェアの導入作業に対する支援作業をする期間を仕様書に追記します。
3	2-1	第2　調達対象	2.(1)	契約期間（使用期間及び保守期間）については、（後略）	ここで記述されている「保守」とは、別紙1用語集にある「保守」とは別である旨を明示していただけませんでしょうか。	用語集にある「保守」においては、「本番運用中に発生する変更作業、改修作業」が範囲に含まれていますが、本調達範囲での保守においては、「メンテナンス作業」だけが含まれるものと考えます。	ご意見を踏まえ、データセンタについては、施設およびラックのメンテナンス作業が保守に該当する旨を「別紙1　用語集」に追記します。
4	2-1	第2　調達対象	2.(2)	なお、導入作業については、作業完了後、一括で支払うこととする。	ここで記述されている「導入作業」とは、利用開始時の作業を示すと考えますが、利用終了時の作業についても支払方法について明確化をお願いしたいと考えます。	仕様書案に未記述であり扱いが不明である為。	ご意見を踏まえ、導入作業期間から検収完了までに要する費用については、検収完了後、一括で支払うこととします。
5	2-1	第2 調達対象	2.(2)	導入作業については、作業完了後、一括で支払うこととする。	以下の修正をご提案します。 導入作業期間から検収完了までに要する費用については、検収完了後、一括で支払うこととする。また、契約満了後のIDCにおける復旧費用についても本調達範囲内に含めること。	この修正案の理由は、前番の「第3　4. 検収」に係る修正案と同様です。また、IDCの復旧費用も費用として発生しますので含めるべきと考えます。	契約満了後のデータセンタにおける復旧費用については本調達範囲内に含めないこととします。
6	3-1	第3 納入物	4	検収期間は平成21年 6月 16日（予定）～平成 21 年 6 月 30 日（予定）を予定している。	以下の修正をご提案します。 検収期間は［ハードウェア導入業者の機器導入作業の検収期間］を予定している。	本件により調達されるデータセンタに設置される機器（職業紹介サブシステムサーバ等一式）は、別途調達することとなっておりますが、本件導入業者とハードウェア導入事業者は導入作業完了における責任を同様に負う必要があると考えます。本件導入作業の検収がハードウェア導入作業の検収に先行して完了してしまう場合、本件導入作業の検収完了後におけるハードウェア導入計画策定時に発覚する諸問題（追加の電源工事等の本件導入業者による作業）に対応できず、ハードウェア導入作業を完了することができません。したがって、本件導入作業とハードウェア導入作業の検収時期は同期するべきであると考えます。 なお、左記の「ハードウェア導入業者の機器導入作業の検収期間」に関しては、職業紹介サブシステムサーバ等一式において想定されている検収期間の明記をお願いいたします。 また、「別紙2　納入物」における納入期限に関しても、同様にご検討をお願いいたします。	ハードウェア導入事業者の機器導入作業の支援の扱いに関しては、仕様書に追記します。

連番	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
7	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	同一機器室内で100 ラックの提供が可能であり、かつ別途調達による50 ラックの増設が可能であること。	同一機器室内で100 ラックの提供が可能であり、かつ別途調達による50 ラックの増設が可能であること。ただし、別途調達による50ラックは別機器室の方が利用効率がよいと判断される場合はこの限りではない」に変更していただきたい。	別途調達の50ラック分の必要電源容量や、空調の状況が現段階では判断できないため。	導入予定の機器構成の見直しにより、ラックの提供に関しては、下記のとおりに変更します。 (イ)同一機器室内で150ラックの設置スペースを提供すること。 (ロ)150ラック分のAC100V又は200Vで6.3KVA/ラックの電源が提供可能であること。6.3kVA/ラックは実効値であること。 (ハ)120ラックを受注者が設置し、提供すること。120ラックに関しては、電源及びタップを設置すること。 (ニ)残りの30ラックの設置スペースには、別途調達する「職業紹介サブシステムサーバ等一式」の導入事業者がラックを持ち込み、設置する。持ち込みラック数は未定であるが、30ラックの設置スペースには、AC100V又は200Vで6.3KVA/ラックの30ラック分の電源及びタップを提供すること。なお、電源タップの設置位置は、「職業紹介サブシステムサーバ等一式」等の導入事業者決定後に確定するものとする。
8	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	同一機器室内で 100 ラックの提供が可能であり、かつ別途調達による50ラックの増設が可能であること。	以下の修正をご提案します。 同一機器室内で 100 ラックを設置するスペースを提供可能であり、かつ別途調達による50ラックを設置するスペースの追加提供が可能であること。	連番40の内容通り、ラックの調達はハードウェア導入事業者によるものとして、データセンタとしてはラックを受け入れる環境を確保するため。	導入予定の機器構成の見直しにより、ラックの提供に関しては、下記のとおりに変更します。 (イ)同一機器室内で150ラックの設置スペースを提供すること。 (ロ)150ラック分のAC100V又は200Vで6.3KVA/ラックの電源が提供可能であること。6.3kVA/ラックは実効値であること。 (ハ)120ラックを受注者が設置し、提供すること。120ラックに関しては、電源及びタップを設置すること。 (ニ)残りの30ラックの設置スペースには、別途調達する「職業紹介サブシステムサーバ等一式」の導入事業者がラックを持ち込み、設置する。持ち込みラック数は未定であるが、30ラックの設置スペースには、AC100V又は200Vで6.3KVA/ラックの30ラック分の電源及びタップを提供すること。なお、電源タップの設置位置は、「職業紹介サブシステムサーバ等一式」等の導入事業者決定後に確定するものとする。
9	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	AC100V 又は200V で4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること。	「AC100V 又は200V で最大4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること」に変更していただきたい。	ラック毎に必要な供給量が異なると思われるため。	導入予定の機器構成の見直しにより、電源に関しては、AC100V 又は200V で6.3KVA/ラックの電源が提供可能であることとします。 なお、1ラックあたり6.3KVAを超える電源が提供可能となる具体的な提案に関して、総合評価基準の加点項目作成の参考といたします。
10	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	AC100V又は200Vで4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること。	「4.2KVA/ラック」は定格か実効のどちらの値を想定しているかを明記していただきたい。	積算時に定格と実効の違いで費用が変動するため。	実効値です。
11	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	AC100V又は200Vで4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること。	【質問】 「AC100V又は200Vで4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること」とありますが、4.2KVA/ラックは、定格値でしょうか、それとも、実効値でしょうか。	センター内電源工事を行うにあたり、設置場所の参考値としたい為。	実効値です。
12	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	AC100V又は200Vで4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること	提供する100ラックの内、AC100VとAC200V別のラック数をご提示下さい。	費用を算出見積もる為に必要な為。	使用する電源の電圧は、データセンタに設置するハードウェアの導入時点で決定します。
13	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	AC100V 又は200V で4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること	将来的なラック含めた150ラック全てに4．2KVAの電源供給が必要なのでしょうか？ 要件の詳細化の必要があると考えます。	ラックにマウントする構成によって必要電力が変わってくるため、全て4．2KVA／ラックが可能なこととすると投資コストが多大になることが想定されるため。	導入予定の機器構成の見直しにより、想定される電源供給量はラックあたり.3KVAを150ラック分必要です。
14	4-1	第4 技術要件	1.(1)イ	AC100V又は200Vで4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること。	以下の追加をご提案します。 AC100V又は200Vで4.2KVA/ラックの電源が提供可能であること。(別途調達されるハードウェア導入事業者による機器構成に必要な電源を必要口数用意すること。)	職業紹介サブシステムサーバ等一式の調達時点ではハードウェア導入事業者は決まっておらず、導入事業者によって機器構成が異なります。そのため、必要となるAC100V・200Vの電源提供数は確定不可能と考えます。	「第4 技術要件」に記載の口数(12口数)を準備します。 12口を超える口数が必要な場合には、別途調達するハードウェア導入事業者にてタップ等により対応するものとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
15	4-1	第4 技術要件	1.(1)ロ	職業安定局が別途調達し設置する機器、設定する回線に事業者等の制約がないこと	「職業安定局が別途調達し設置する機器、設定する回線に事業者等の条件についても第4技術要件に従い準備対応すること」に条件緩和をお願いします。	一般的にデータセンタに引き込む回線によっては、物理的また納期を考慮しますと引き込み不可能な場合が御座います。また、持ち込まれます機器についても重量（耐荷重）、大きさに物理的な制限が御座いますので、「制約なし」という条件は緩和をお願います。	ご意見を踏まえ、職業安定局が別途調達する機器・回線の事業者等が、「第4 技術要件」を満たす場合には、制約を設けないものとします。
16	4-1	第4 技術要件	1.(1)ロ	職業安定局が別途調達し設置する機器、設定する回線に事業者等の制約がないこと	削除	機器や回線によっては、データセンターの物理的に不可能な場合があるので、「制約なし」という条件は削除願います。 ・回線については、引き込み可能なキャリアに制限があります。 ・機器については、重量や大きさなど制限があります。	ご意見を踏まえ、職業安定局が別途調達する機器・回線の事業者等が、「第4 技術要件」を満たす場合には、制約を設けないものとします。
17	4-1	第4 技術要件	1.(1)ロ	記述なし。	以下の追加をご提案します。 別途調達されるハードウェア導入事業者による導入作業期間中は、土日祝日を含めた24時間を作業可能な環境としておくこと。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、構築期間があまりに短期間過ぎる為、終日作業が必要と考えます。	ご意見を踏まえ、別途調達されるハードウェア導入事業者等による機械設置室での作業は、土日祝日を含めた24時間可能であることとします。
18	4-1	第4 技術要件	1.(1)ハ	データセンタ事業者として5 年以上の運用実績を有すること。	「データセンタ事業者として10年以上の運用実績を有すること」に変更していただきたい。	提供事業者として継続性と信頼性の担保のため。	過度の制約となるため、原案のとおりとします。
19	4-1	第4 技術要件	1.(1)ハ	データセンタ事業者として2 年以上継続した政府機関システムの運用実績 を有すること。	「データセンタ事業者として5年以上継続した政府機関システムの運用実績 を有すること」に変更していただきたい。	提供事業者として継続性と信頼性の担保のため。	過度の制約となるため、原案のとおりとします。
20	4-1	第4 技術要件	1.(2)イ	JIS Q 27001 又はISO/IEC 27001 に基づく認証を取得していること。	「JIS Q 27001 又はISO/IEC 27001、及びISO20000 に基づく認証を取得していること」に変更していただきたい。	提供事業者として継続性と信頼性の担保のため。	過度の制約となるため、原案のとおりとします。
21	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	厚生労働省上石神井庁舎より公共交通機関を利用して1時間以内で到着可能な範囲であること。また、データセンタへの複数の交通アクセス経路が確保できること。	「厚生労働省上石神井庁舎より公共交通機関を利用して90分以内で到着可能な範囲であること。また、データセンタへの複数の交通アクセス経路が確保できること。」に条件緩和をお願いします。	今回調達の大規模データセンタは、東京23区郊外に比較的多く対応可能なビルが御座います。また、実際の障害発生時にはデータセンタ側のオペレータ及び保守業者が障害対応を行いますがデータセンタ内常駐または近隣ビルからの駆け付けが可能なため、庁舎からのアクセス時間を厳密に定める必要性は少ないと思われます。左記の表現に変更を依頼します。	ご意見のとおり、修正します。
22	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	厚生労働省上石神井庁舎より公共交通機関を利用して1時間以内で到着可能な範囲であること。	厚生労働省上石神井庁舎より公共交通機関を利用して90分以内で到着可能な範囲であること。	システムの冗長化等が採られているのであれば、庁舎から緊急での現地駆け付けの必要性は少ないと思われます。また、上石神井という地域を考えると、1時間以内の到着では提供できる業者が限られてしまいます。 よって、左記の表現に変更をお願いします。	ご意見のとおり、修正します。
23	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	厚生労働省上石神井庁舎より公共交通機関を利用して1時間以内で到着可能な範囲であること	厚生労働省上石神井庁舎又は厚生労働省本省より公共交通機関を利用して1時間程度で到着可能な範囲であること	緊急時を想定し、上石神井庁舎からの移動が困難な際に本省からの対応も考慮すべきと考えられる為。	緊急時対応に関して、本省からの対応を要件として求めておりません。
24	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	記述なし。	「活断層等を避けた強固な地盤上に設置されていること」の追記を推奨いたします。	地震発生のリスクと影響度を小さくするため。	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。
25	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	（仕様追加提案）	データセンタは、主要断層帯を回避した場所に建てられていること。	断層帯から離れる程地震の影響を受けにくいことが言えるためリスクを回避した立地にあるセンタがよいと考えられます。	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。
26	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	（仕様追加提案）	液状化の危険性が無い立地に建てられていること	液状化によりセンタへのアクセスが阻害されることが想定されるため、リスクを回避したセンタを選定すべきと考えます。	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
27	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	（仕様追加提案）	国土交通省が公開している洪水ハザードマップにて洪水の危険地域として指定された場所に建てられていないこと。	洪水により給油車両やSE等のセンタへのアクセスが阻害されることが想定されるため、リスクを回避したセンタを選定すべきと考えます。	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。
28	4-1	第4 技術要件	1.(2)ロ	（仕様追加提案）	東京都が策定している『東京都地域防災計画 地震編 』の計画の中で、大震災発生時に全面車両通行禁止となる区域（多摩川、国道246 号線及び環状7 号線を結ぶ内側）の外側に建てられていること。	震災時、人命救助・火災延焼防止が優先され、同エリア内へのアクセスが困難になることが想定されるため、リスクを回避したセンタを選定すべきと 考えます。	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。
29	4-2	第4 技術要件	1.(2)ハ	震度6 強の地震に耐える耐震若しくは免震構造であること。	「震度6 強の地震に耐える基礎耐震若しくは基礎免震構造であること」に変更していただきたい。	機器室のみの部分免震では、建物内のその他設備（空調、電源等）への備えが十分と考えられず、サービスの継続性が損なわれます。建物全体に対して免震構造で備えられている必要があると考えられます。	ご意見のとおり、修正します。
30	4-2	第4 技術要件	1.(2)ハ	敷地内に4 トントラックを2 台以上駐車し、荷降ろしが可能であること。	「敷地内に4 トントラックを2台以上駐車し、荷降ろしが可能であり、屋根付トラックヤードを有していること」に変更していただきたい。	雨天時でも円滑に機器搬入が可能なため。	ご意見のとおり、修正します。
31	4-2	第4 技術要件	1.(2)ハ	記述なし。	「契約者専用の駐車スペースがあること」の追記を推奨いたします。	契約者・作業員の入退館の手続きをスムーズに行えるようにするため。	必須の要件ではないため、原案のとおりとします。 なおご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
32	4-1	第4 技術要件	1.(2)ニ	人体に影響の少ない新ガス系消火設備を備えていること	人体に影響の少ないガス消火設備を備えていること	新ガス系でもハロンガスでも人体への影響はほぼ同様のため	新ガス系消火設備に限定し、ハロンガスは不可とします。
33	4-2	第4 技術要件	1.(2)ニ	人体に影響の少ない新ガス系消火設備を備えていること。	「人体に影響の少ない」という文言を削除していただきたい。	新ガス系消火設備として、窒素ガスを使用しているデータセンターがあるが、人体に影響が少ないとは言い難い。しかし、通常、窒素ガスを使用している場合は、当該箇所に人がいないことを確認して噴射されるようなフローになっているため、実質は問題ないと考えられるため。	ご意見を踏まえ、「人体に影響の少ない」を削除します。
34	4-2	第4 技術要件	1.(2)ニ	他室又は他階からの漏水防止策を講じていること。	「空冷方式を採用している場合はこの限りではない」と追記して頂きたい。	空冷方式を採用しているデータセンターもあるため。	ご意見のとおり、修正します。
35	4-1	第4 技術要件	1.(2)ニ	床構造はフリーアクセス床とし、フリーアクセス床耐荷重 500kg/㎡以上、スラブ床耐荷重 1,000kg/㎡以上であること	床構造はフリーアクセス床とし、フリーアクセス床耐荷重 500kg/㎡以上、スラブ床耐荷重 600kg/㎡以上であること	床耐荷重が500kg/㎡であれば、スラブ床耐荷重600kg/㎡で問題ないと思われるため	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。
36	4-1	第4 技術要件	1.(2)ニ	フリーアクセス床高 600mm以上であること	フリーアクセス床高 600mm以上であるか、それ以下の場合(500mm迄)は、床下には極力配線を敷設していないこと（ex. 電源は天井配線、ネットワークは床下配線等）	500mm以上あれば、フリアク床下にケーブル類等の敷設を最小限にするなどの工夫で空調性能に支障がないため	データセンタ設置における一般的な条件のため、原案のとおりとします。
37	4-2	第4 技術要件	1.(2)ニ	保守用コンセントが設置されていること。	ラック内の空きコンセントロをあらかじめ保守用として用意する事でよろしいでしょうか。		ご理解のとおりで問題ありません。 なお、ご意見の趣旨を明確にするため、仕様書に追記します。
38	4-2	第4 技術要件	1.(2)ニ	記述なし。	「一時機器を保管する専用倉庫が館内にあること」を追記を推奨いたします。	機器の事前送付等に対応するため。	ご意見を踏まえ、導入作業期間（その2）の間は、機器を一時的に保管し、設定作業等を実施するための場所（約100㎡）を同一建物内に準備することを要件として追加します。
39	4-2	第4 技術要件	1.(2)ホ	40U 以上の機器搭載が可能であり、かつ奥行き1,000mm 以上の19 インチラックにて提供すること。	「40U 以上の機器搭載が可能であり、かつ奥行き1,100mm 以上の19 インチラックにて提供すること」に変更していただきたい。	配線されるケーブルのスペースを考慮することで、保守性とラック内の空気の滞留・温度の上昇を防ぐため。	ご意見のとおり、修正します。

連番	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
40	4-2	第4 技術要件	1.(2)ホ	40U 以上の機器搭載が可能であり、かつ奥行き1,000mm以上の 19 インチラックにて提供すること。	以下の修正をご提案します。 ラックは別途調達されるハードウェア導入事業者が調達するものとする。	別途調達されるハードウェア導入事業者が導入する機器に適合するラックの違いや、ラック想定本数の違いが発生するおそれがあります。 リスクを回避するために、ラックの調達はハードウェア導入事業者に委ねた方が良いと思われます。	設置を予定している150ラックの内、120ラックは受注者が設置、提供としています。 残りの30ラックをハードウェア導入事業者が調達するものとします。
41	4-2	第4 技術要件	1.(2)ヘ	停電時に自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。	「停電時に自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。無停電装置は冗長構成で、且つ単独で30分以上電源供給が可能なこと」に変更していただきたい。	無停電電源装置の故障時の対策とその能力を担保するため。	ご意見を踏まえ、無停電電源装置は冗長構成がとられていることを追記します。
42	4-2	第4 技術要件	1.(2)ヘ	自家発電装置の燃料容量は24 時間継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であること。	「自家発電装置の燃料容量は24 時間以上継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であること」に変更していただきたい。	災害時の復旧には24時間以上を要する事も考えられるため。	ご意見のとおり、修正します。
43	4-2	第4 技術要件	1.(2)ヘ	自家発電装置の燃油容量は24時間継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であること。	自家発電装置の燃料容量は、無給油で72時間継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であること。	震災時は道路の寸断等で給油車両がセンタにアクセスできないことが想定されます。 24時間の備蓄では、その間に道路の復旧等がまだ進んでいないことが想定されるため短いと考えられます。 また、空調の貯水タンクも3日分とされており、燃料備蓄も3日に合わせるべきと考えます。	他の意見を踏まえ、自家発電装置の燃料容量は24時間以上継続運転が可能であり、その使用中であっても燃料補給にて継続運転が可能であることと修正します。
44	4-2	第4 技術要件	1.(2)ヘ	記述なし。	以下の追加をご提案します。 電源系統 空調機等の動力系機器等、負荷変動の激しい機器との電源系統は分けてあること	IDCは、電源系統トラブルが発生した際に、サーバへの影響を最小限に抑えるため、空調機等の動力系機器等、負荷変動の激しい機器との電源系統は分けてあることが望ましいと考えます。	ご意見のとおり、追記します。
45	4-3	第4 技術要件	1.(2)ト	機器設置室内の環境は、温度24℃±2℃、湿度50%±10%とすること。	「機器設置室内の環境は、温度25℃以下、湿度50%±20%とすること」に変更していただきたい。	季節により空調調節の誤差は変動するため。	ご意見を踏まえ、機器設置室内の環境は、温度24℃±2℃、湿度50%±20%とすることと修正します。
46	4-3	第4 技術要件	1.(2)ト	機器設置室内の環境は、温度24℃±2℃、湿度50%±10%とすること	「機器設置室内の環境は、温度22℃±5℃、湿度40%±20%とすること」に条件緩和をお願いします。	本意見は、一般的なデータセンタの環境条件であり、ご要求の設定基準を包含した数値でもありので条件緩和をお願い致します。	ご意見を踏まえ、機器設置室内の環境は、温度24℃±2℃、湿度50%±20%とすることと修正します。
47	4-3	第4 技術要件	1.(2)ト	記述なし。	以下の追加をご提案します。 可用性 マシン室の主要な空調設備機器については予備器が設置されており、主要機器が故障の場合でも必要な冷却能力を確保できること。	IDCは、空調機器に異常が発生した場合に、空調不良による温度上昇によるサーバ停止を防ぐため、予備器が設置されていることが必要だと考えます。	ご意見のとおり、追記します。
48	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	3段階以上のセキュリティを有し、生体認証による個人レベルでの認証機構又は、有人警備によるセキュリティが施されていること。	以下の追加をご提案します。 3段階以上のセキュリティを有し、生体認証による個人レベルでの認証機構又は、有人警備によるセキュリティが施されていること。 また、サーバ室の入り口には、運用業者か開発業者が推奨する認証装置の設置が可能であること。	今回扱うデータは、個人情報に関連する情報を扱います。 IDC側提供の認証以外の別の仕組みの認証装置を設けることで、セキュリティの向上を図ることが必要だと考えます。	ご提案の要件は必須ではないため、原案のとおりとします。
49	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	機器設置室は、外部から見えない構造になっていること。	「機器設置室は、外部から見えない構造になっており、且つ機器室に窓がないこと」に変更していただきたい。	不正侵入を防止するため。	ご意見のとおり、修正します。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
50	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	常時利用する入退口にはIC カード、生体認証、監視カメラ等の防犯設備を設置していること。	「常時利用する入退口にはIC カード、生体認証、監視カメラ、セキュリティゲート等の防犯設備を設置していること。且つ共連れにより入退資格者ではない人物が入室できる事を物理的に防止できること」に変更していただきたい。	不正侵入を防止するため。	ご意見のとおり、修正します。
51	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	監視カメラによる記録を一定期間保存し、職業安定局から画像閲覧を求められたときは、速やかに閲覧できる状態であること。なお、画像の保存期間は、最低1ヶ月間とすること。	本項目における「閲覧」とは、職業安定局職員様による閲覧を意味しておりますでしょうか？ 職業安定局職員様による閲覧が必要な場合は、個人情報保護法第二十三条に基づくものと考えてよろしいでしょうか。 また、職業安定局職員様による閲覧が不要なら下記へ修正して頂きたいと思います。 監視カメラによる記録を一定期間保存し、受注者側で速やかに画像閲覧できる状態であること。なお、画像の保存期間は、最低1ヶ月間とすること。	監視カメラによる記録画像は基本的に情報セキュリティやプライバシーの観点から誰にでも閲覧可能とする情報ではないと考えます。このため、利用目的や利用範囲の明確化が必須であると考えます。	ご理解のとおりで問題ありません。なお、ご質問の趣旨を明確にするために、仕様書に追記します。
52	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	監視カメラによる記録を一定期間保存し、職業安定局から画像閲覧を求められたときは、速やかに閲覧できる状態であること。なお、画像の保存期間は、最低1ヶ月間とすること。	「監視カメラによる記録を一定期間保存し、職業安定局（警察などの捜査機関同伴）から画像閲覧を求められたときは、速やかに閲覧できる状態であること。」に条件変更をお願いします。	本意見は、個人情報保護の観点により、一般人に情報公開しない規則となっています。画像閲覧が必要となる場合、犯罪性が強く、警察などの機関の捜査目的で公開することは一般的に可能であり条件の記述追加をお願い致します。	ご理解のとおりで問題ありません。なお、ご質問の趣旨を明確にするために、仕様書に追記します。
53	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	データセンタの建物内及び敷地内には、飲食店などのテナントが入居していないこと	「セキュリティゾーン内に飲食店などのテナントが入居していないこと」と修正をお願いします。	データセンター勤務者の福利厚生を目的にエントランス等のオープンスペースにカフェテラス等を設けている施設もあるため。セキュリティ面からの要件であれば、セキュリティゾーン内に無いこととすることで担保可能と考えます。	ご意見を踏まえ、データセンタのセキュリティゾーン内には、データセンタ関係者以外の不特定多数が利用する飲食店などのテナントが入店していないことと修正します。
54	4-3	第4 技術要件	1.(2)チ	記述なし。	「ラックの個別施錠が可能なこと」の追記を推奨いたします。	機器室内でのセキュリティ向上策のため。	ご意見のとおり、追記します。
55	4-3	第4 技術要件	1.(2)リ	記述なし。	「携帯電話の持込ができない事。ただし、固定電話もしくは構内PHS等の通信手段を確保すること。」の追記を推奨いたします。	セキュリティ向上策のため。	ご意見を踏まえ、固定電話もしくは構内PHS等の通信手段を確保することを要件として追加します。
56	4-3	第4 技術要件	1.(2)リ	通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が設置されていること。	「1.(2)ル　回線」に記載すべき内容と思われます。 本項を削除していただけないでしょうか。	通信回線提供者が提供するべきもののため。	ご意見のとおり、修正します。
57	4-3	第4 技術要件	1.(2)リ	通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が設置されていること。	「通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が同一ビル内または網内に設置されていること。」に条件緩和をお願い致します。	本項でいう「通信回線」がWAN、LANもしくは両方を指すのか不明ですが、一般的にWAN回線の監視設備はWAN事業者側設備となり、必ずしもデータセンタ内に設置されていません。本データセンタ調達にあたり公正性を持たせる為に条件の緩和をお願い致します。	ご意見を踏まえ、通信回線の利用状況、障害等を監視する設備が同一建物内または網内に設置されていることと修正します。 なお、他の意見を踏まえ、「第4　1.（2）リ. 運用」の記載は、「第4　1.（2）ル.（ニ）運用」に記載するよう修正します。
58	4-3	第4 技術要件	1.(2)ヌ	機器の取扱説明書等を保管するための施錠可能な書庫を提供可能であること。	取扱説明書等を保管する大きさ（A4サイズ等）及び書庫数量をご提示下さい。	費用を算出見積もる為に必要な為。	ご意見を踏まえ、A4サイズファイルを保管することのできるキャビネット（H:1800mm × W:800mm × D:400mm 程度）を5台準備することを要件として追加します。
59	4-3	第4 技術要件	1.(2)ヌ	記述なし。	「共用エリアにてインターネット接続環境があること」の追記を推奨いたします。	データセンターの利便性向上のため。	ご提案の要件は必須ではないため、原案のとおりとします。なお、ご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
60	4-3	第4 技術要件	1.(2)ヌ	記述なし。	「人感センサー等のエコロジー対策がとられていること」の追記を推奨いたします。	今後グリーンITが益々重視される傾向にあるため。	必須の要件ではないため、原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
61	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル(イ)	厚生労働省上石神井庁舎からデータセンタ間を接続する冗長化された広域イーサネット回線を提供すること。	厚生労働省上石神井庁舎側に回線を敷設する場合、庁舎に依存する付帯工事(配管工事等)が発生した場合の費用負担は発注者と受注者のどちらになるのかを明記していただきたい。	積算時に付帯工事費用を見込む必要があるか否かを判断するため。	ご意見を踏まえ、上石神井庁舎への回線引き込みに関して、配管、電源工事は本調達の範囲とする旨を追記します。 なお、配管、電源工事に関する情報については、可能な限り入札期間中に閲覧資料として開示します。
62	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル	右記要件追加の提案を致します。	上石神井庁舎への回線引き込みに関して、配管、電源工事は調達範囲外とする。	回線工事には、配管や電源工事は含まれません。これらはお客様で準備いただくのが通例です。	ご意見を踏まえ、上石神井庁舎への回線引き込みに関して、配管、電源工事は本調達の範囲とする旨を追記します。 なお、配管、電源工事に関する情報については、可能な限り入札期間中に閲覧資料として開示します。
63	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル(イ)	厚生労働省上石神井庁舎からデータセンタ間を接続する冗長化された広域イーサネット回線を提供すること。	厚生労働省上石神井庁舎からデータセンタ間を接続する冗長化された専用回線サービスを提供すること。	下記理由により、広域イーサではなく、専用線を提案いたします。 ①:近距離間ネットワークの場合、専用線サービスの方が安価且つ信頼性の高いネットワークが提供可能です。 また、広域イーサは、n対n若しくは1対nの網型構成の場合にメリットが出ますので、今回のような1対1の構成では専用線のご利用をお勧めいたします。 ②:求職者/求人情報や採否情報まで扱うとのことから、個人情報を扱うことが想定されるため、高セキュリティの専用線を提案させて頂きたい。	必須の要件ではないため、原案のとおりとします。 なお、ご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
64	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル(イ)	広域イーサネット回線の帯域は100Mbpsで提供すること。	専用回線サービスの帯域は100Mbpsで提供すること。	上項の記述に合わせることを提案いたします。	過度な条件となるため、原案のとおりとします。 なお、ご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
65	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル	右記要件追加の提案を致します。	キャリア内回線稼働率はネットワーク単位で99．999%以上であること。	求人/求職者情報を電子的に扱うため、高信頼性/高品質が求められるネットワークと考え、本要件を付加することを提案いたします。	99．999%は過度な条件となるため、回線稼働率はネットワーク単位で99．99%以上であることとします。 なお、ご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
66	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル(ロ)	局舎レベルで独立したネットワーク構成での冗長化が可能であること。	「局舎レベルで独立したネットワーク構成での冗長化が可能であること。データセンター側回線は提案するデータセンター内で広域イーサネット網のバックボーンと接続可能な場合はその限りではない。」に変更して頂きたい。	広域イーサネット網のバックボーンと接続するため、局舎レベルの分散を実施する必要がないため。	ご意見のとおり、修正します。
67	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル(ハ)	局舎レベル、かつ回線引き込み経路で独立した冗長化が可能であること。	「局舎レベル、かつ回線引き込み経路で独立した冗長化が可能であること。データセンター側回線は提案するデータセンター内で広域イーサネット網のバックボーンと接続可能な場合はその限りではない。」に変更して頂きたい。	広域イーサネット網のバックボーンと接続するため、局舎レベルの分散を実施する必要がないため。	ご意見のとおり、修正します。
68	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル(ハ)	局舎レベル、かつ回線引き込み経路で独立した冗長化が可能であること。	【質問】 上石神井庁舎の光ファイバ 引き込み情報をご教示ください。 *NTT東日本から異局収容されていますでしょうか?		上石神井庁舎の光ファイバ引き込みに関する情報については、可能な限り入札期間中に閲覧資料として開示します。
69	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル	記述なし。	以下の追加をご提案します。 キャリア 通信回線の引き込みは、特定の電気通信事業者に依存しないこと。また、回線引き込みに関して、機器収容ラックまで回線調達請負者が回線引き込み可能なこと。	ネットワーク異常時での、センタ側の設備と拠点との異常発生時に早急な原因追求を実施できるため、通信回線の引き込みは、特定の電気通信事業者に依存しないことが必要だと考えます。 社会システムのため、障害対応には早急な対応が望まれるが、電気通信事業者を特定することにより、ネットワーク異常時のセンタ側と拠点側との障害箇所・原因特定を困難になる可能性があるため、引き込み回線の電気通信事業者を特定すべきでないと考えます。	ご意見を踏まえ、職業安定局が別途調達する機器・回線の事業者等が、「第4　技術要件」を満たす場合には、制約を設けないものとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
70	4-4	第4 技術要件	1 (2) ル.(ニ)	トラフィック情報をグラフ等によりインターネット経由で閲覧可能な仕組みを有しているか、職業安定局の要請に応じてトラフィック情報を提示できること。	トラフィック情報をグラフ等によりインターネット経由で閲覧可能な仕組みを有しているか、職業安定局の要請に応じてトラフィック情報を提示できること。 ただし、完全帯域保証の場合はその限りではない。	専用線は広域イーサ網と違い、end-endでお客様占有の回線を利用しますので、トラフィック情報の取得の必要がないと考えます。	専用線の場合についても実トラフィック測定は必要ですので、原案のとおりとします。
71	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル	右記要件追加の提案を致します。	End-End区間で完全帯域保証であること。	求人/求職者情報を電子的に扱うため、高信頼性/高品質が求められる ネットワークと考え、本要件を付加することを提案いたします。	過度な条件となるため、原案のとおりとします。 なお、ご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
72	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル	右記要件追加の提案を致します。	回線の課金は平成21年7月1日より発生するものとする。	通常は、試験も含めた実際の開通日から課金が発生してしまいます。 今回の調達での開始日は7月1日からのようですので、回線費用の発生する年月日を明確にすることをお勧めいたします。	ご意見を踏まえ、「第4　1.（2）ル（イ）基本要件」に回線の利用開始は平成21年8月1日とする旨を追記します。
73	4-4	第4 技術要件	1.(2)ル	仕様書には記載がありません。	【質問】 回線側と別調達のハードウェア側の機器の区分はどうなりますでしょうか？ 回線側は終端装置まで、ルータやスイッチ類はハードウェア側の調達でよろしいでしょうか？	回線側とハードウェア側の取り扱い区分を明確にしておきませんと、調達漏れや入札時の積算金額に差が出てしまいます。	ご理解のとおりで問題ありません。なお、ご質問の趣旨を明確にするために、仕様書に追記します。
74	5-1	第5 特記事項	1.(3)イ	本調達の受注者は、本調達における納入物に関する技術的な問合せへの対応等、システム稼働に向けた必要な支援を、職業安定局と協議の上、設計・開発事業者、運用事業者等、関連事業者に対して行うこと。	設計・開発事業者、運用事業者等、関連事業者に対して、技術的な問合せへの対応等と有りますが、平日9時～17時電話にて対応など、詳細ご提示下さい。	費用及び対応要員の算出見積もる為に必要な為。	問合せへの対応等は、平日9時～17時電話にて対応することとします。 なお、ご意見の趣旨を明確にするため、仕様書に追記します。
75	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 別途調達されるハードウェア導入事業者が実施する機器搬入・導入作業に関しては、ハードウェア導入業者の指示に従い、作業支援等必要な作業を実施すること。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、ラック数の変動に伴う各種工事やIDC施設側で用意が必要な設備が随時発生すると思われます。ここの協力が得られない場合、工期内での構築は不可能と考えます。	「第5　1.　（3）他の受注者への支援」にあるように、必要な作業支援は、職業安定局と協議のうえ、実施とするため、原案のとおりとします。
76	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 別途調達されるハードウェア導入事業者が実施する機器導入作業期間中は、ハードウェア導入業者の入館に際し、事前に一度の作業員登録にて、2回目以降の入館には手続きを省略した方法を考慮し、スムーズな作業進行に協力すること。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、構築期間があまりに短期間過ぎます。作業上で最も時間をロスする手続きを省略する事が必須と考えます。	必須の要件ではないため、原案のとおりとします。 なお、ご意見については、総合評価基準の加点項目作成の参考とさせていただきます。
77	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 機器設置スペースとは別に、別途調達されるハードウェア導入業者が作業するのに十分なスペースを確保すること。 また、スペースの解除については、ハードウェア導入業者の指示に従うこと。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、設置スペースの他、構築スペースと環境が必須です。構築スペースは想定ラック数の2～5割程度と考えます。今回のように構築作業期間が極端に短い場合には、相当量の構築スペースが必須です。 また、以下のような環境を想定しています。 ・事務スペース（構築作業員用の個別事務作業エリア） ・什器（デスク、チェア、キャビネット、複合機、電話機、ホワイトボード） ・回線（電話回線、インターネット回線） ・電源および電源タップ、HUB、LANケーブル ・施錠可能なロッカー この設備が用意されない場合、構築期間が短期の為工期内の構築は不可能と考えます。	ご意見を踏まえ、導入作業期間（その2）の間は、機器を一時的に保管し、設定作業等を実施するための場所（約100㎡）を同一建物内に準備することを要件として追加します。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
78	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 別途調達されるハードウェア導入業者が作業するスペースには、セキュリティを考慮した回線・什器及び電源等のハードウェア導入業者が必要と指示した環境を、整備すること。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、設置スペースの他、構築スペースと環境が必須です。この設備が用意されない場合、構築期間が短期の為工期内の構築は不可能と考えます。	ご意見を踏まえ、機器を一時的に保管し、設定作業等を実施するための場所（約100㎡）を同一建物内に準備することを要件として追加します。 作業スペースに必要な什器はハードウェア事業者が準備することとします。 回線、電源に関しては、ハードウェア導入業者の要望を、職業安定局と協議の上、受注者が対応することとします。
79	5-1	第5 特記事項	1.(3)	イ. システム稼働に向けた支援 本調達の受注者は、本調達における納入物に関する技術的な問合せへの対応等、システム稼働に向けた必要な支援を、職業安定局と協議の上、設計・開発事業者、運用事業者等、関連事業者に対して行うこと。	システム稼働までの作業であり、本稼働後の作業に関して記載がありませんので、内容の記載をお願い致します。	費用を算出見積もる為に必要な為。	ご指摘を踏まえ、システムの導入に関する支援と、システム安定稼働に関する運用組織との連携に項目を分けて、支援作業を記載します。
80	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 機器設置にあたって、電源工事及び施設に改修が必要と判断された場合は、受注業者が作業を実施すること。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、ラック数の変動に伴う各種工事やIDC施設側で用意が必要な設備が随時発生すると思われます。ここの協力が得られない場合、工期内での構築は不可能と考えます。	ご意見を踏まえ、「第5 1. （3）他の受注者への支援」にて、システム導入に関する支援を追記することとします。
81	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 ハードウェア導入事業者が作業を実施する際には、作業種別による制限を設けないこと。	職業紹介サブシステムサーバ等一式のサーバ数とミドルウェア規模を考慮しますと、構築期間があまりに短期間過ぎる為、終日作業が必要と考えます。 連番17「24時間を作業可能な環境としておくこと」の内容を基本条件と考えますが、特例として、法定点検による電源切断、回線工事によるネットワーク切断といった計画休止など構築作業・スケジュールに影響する事象も含め避けるべきと考えます。	ご意見を踏まえ、「別途調達されるハードウェア導入事業者による機器設置室内での作業は、土日祝日を含めた24時間可能であること。 法定点検による電源切断、回線工事によるネットワーク切断といった計画休止などは、少なくとも4週間前までに職業安定局に事前に連絡し、了承を得ること。」を仕様書に追記します。
82	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 障害対応時間が長時間に渡る事を想定し、別途調達されるハードウェア保守業者の技術者が駐在する事が可能な本システム専用スペースを確保すること。	迅速な障害対応には必須事項と考えます。 HWトラブル時に障害対応が可能な技術要員（CE等）を常駐させることが理想です。それがかなわぬ場合、障害対応時間が長時間に渡る事を想定し、20～30㎡程度の本システム専用スペース（共用は不可）が必要と考えます。 ハウジングのデメリットとしては、駆け付け・IDC入館（再入館も）までに時間を要し、重度障害に発展する事が一般的に挙げられる為、今回のシステム規模では、左記対応が必要と考えます。	ご提案の内容は、運用事業者が行う作業のため、原案のとおりとします。
83	5-1	第5 特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 障害発生時に迅速な対応を可能とするため、別途調達される運用事業者からハードウェア･ソフトウェアの状況の問合せに対し、速やかに対応できる要員の確保と土日祝日を含めた24時間対応を可能とすること。	迅速な障害対応をするため、運用事業者からの確認・作業依頼に対する作業を期待します。 現地対応しか出来ない内容を想定しており、想定作業の一例は以下の通りです。 ・機器のランプ・モニタや電源の目視確認 ・ケーブル結線状態の確認 ・リモート接続不可時のコンソール操作 など。 今回はハウジングとなります為、この要件は必須事項として記述する必要があると考えます。（仕様記述が無い場合、実施されない恐れがあります。）	ご提案の内容は、運用事業者が行う作業のため、原案のとおりとします。

連番	ページ	章	項番	仕様書（案）の記載内容	仕様書案に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	意見に対する考え方
84	5-1	第5　特記事項	1.(3)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 別途調達されたハードウェアに関して、運用期間中は、運用事業者、もしくは、ハード保守業者からのハードウェア・ソフトウェアに関する依頼に対し、速やかな作業支援を実施すること。	迅速な障害対応には必須事項と考えます。 現地対応しか出来ない通常オペレーションを想定しており、想定作業の一例は以下の通りです。 ・システムの電源投入・切断 ・バックアップテープの入れ替え など。 今回はハウジングとなります為、この要件は必須事項として記述する必要があると考えます。（仕様記述が無い場合、実施されない恐れがあります。）	ご提案の内容は、運用事業者が行う作業のため、原案のとおりとします。
85	5-2	第5　特記事項	3.(1)	記述なし。	以下の追加をご提案します。 受注者は財団法人日本情報処理開発協会又は同協会の指定機関によるプライバシーマークの認定を受けていること。	プライバシーマークの認定は、IDC事業者が個人情報保護に関して適正な措置や管理体制を講じていると証明されたということです。 今回扱うデータは、個人情報に関連する情報を扱うため必要だと考えます。	プライバシーマークは必要としないため、原案のとおりとします。
86	別紙2		4	納入物　終端施設内のケーブル敷設図	納入物から削除をお願いします。	通信系施設情報のセキュリティを確保するため情報非公開としているため。	ご意見を踏まえ、納入物「終端施設内のケーブル敷設図」を「厚生労働省上石神井庁舎内のケーブル敷設図」に修正します。